

細川氏関係軍記考（一）書誌篇

——永正期を中心とする——

永正期（五〇四—三）を中心とする細川氏関係の軍記を俯瞰しながら、室町軍記の成立問題を考えてみたい。その前提として、本稿では書誌的事項について論述する。

本稿は軍記物談話会昭和五十七年一月新年会において、「細川澄之・澄元の確執に関する軍記について」と題して発表したものの一部である。また、本稿は昭和五十六年度高橋産業経済研究財団助成金による研究成果の一部である。

細川勝元の嫡男政元は、足利義澄を擁立して幕府内の実権を握った人物であるが、「常は魔法をおこな」ったと記されるように（『細川両家記』）、修験道に凝り、「をんなにちかつくことなき人にてましくけるにより子といふ事そなか」（『九郎澄之物語』）った。そこで政元は、家督相続を心配する細川家宿老たちの勧めもあり、「我かしそんにたゝつねの人の子はおもひもよらぬこと也。九てうのくわん

和田英道

はく殿のわか君三さいになり給ふをやうしたてまつり、我あとをつかせまいらせんとおも」（『九郎澄之物語』）い、延徳三年（兜）二月、前関白九条政基の末子（当時三歳）を嗣子として迎えた。この養子がのちの九郎澄之である。ところがその後、「まさもと心におほすやう、わかすへの世をいもんにゆつらはやとそおほ」（『九郎澄之物語』）すようになり、永正三年（五〇〇）四月、同族の細川義春の男六郎澄元を養子に迎え入れ、澄之を丹波に下向せしめた。このために澄之派と澄元派との間に確執が生じ、その結果、永正四年（五〇〇）六月二十三日夜、政元は謀殺された。以後、細川氏の内訌は、將軍継嗣問題と絡まって間断ない様相を呈することになる。

この政元謀殺事件を契機に頻発する争闘の有様を描いた軍記には、『九郎澄之物語』・『九郎殿物語』・『二川物語』・『細川政元記』・『瓦林政頼記』・『細川両家記』・『不問物語』・『足利季世記』・『陰徳太平記』・『重編応仁記』などがあるが、各作品の伝本は、以下の文庫

等に所蔵されている『国書総目録』の記事を修正し、管見に入ったものを追加。略号等は『国書総目録』の要領に従う。

〔一〕『九郎澄之物語』(一巻)

①内閣(明治一三写)・尊経(室町末写)

〔二〕『九郎殿物語』(一巻)

②東大史料・尊経(室町末写)

〔三〕『二川物語』(一巻)

③東大史料・彰考・旧彰考(元龜四長生写)、『細川政元語』と合(マ)

〔四〕『細川政元記』(一巻)

④細川大心院記・土佐国下書状案文 ⑤下村五郎左衛門(宗福)

⑥永正五 ⑦内閣(明治写)・静嘉(中山信名写)、『瓦林記』を付す

・東大史料(彰考蔵本写)・金沢市 加越能(宗福状)、『松若物語』を付す)・彰考(『細川政元記』、『二川物語』を付す)・尊経(室町中期写)、『松若物語』を付す)・島原(『松若物語』を付す) ⑧改定史籍集

覽一三・統群書類従二〇輯上

〔五〕『瓦林政類記』(一巻)

⑨松若物語・瓦林記・正頼記 ⑩内閣(撰津徴四〇)・静嘉(瓦林記)、『細川大心院記』の付(正頼記、中山信名写)・島原(松若物語)・尊経(室町中期写)、『細川政元記』の付(『細川政元記』の付)

⑪改定史籍集覽一三・統群書類従二〇輯上

〔六〕『不問物語』(二巻)

⑫真正 ⑬東大史料(尊経蔵本写)・尊経(室町末写)(下巻、室町末写)

〔七〕『細川両家記』(二巻)

⑭正禄間記・二川分流記・細川両家見聞事記・細川両家に成始以来聞見事記 ⑮生島宗竹 ⑯元龜四奥書 ⑰国会(一冊)(二冊)(後之巻、一冊)・内閣(安永四写)、『三好別記』足利義冬之系図を付す、一冊(正禄間記)(二巻一冊)(二部)(撰津徴三七・三八)・宮

書(三好記、二巻一冊)・慶大幸田・秋田(二冊)・大阪府・徳島(諸家系譜後編細川上、一冊)・彰考(二冊)・神宮・尊経・多和(二冊)・仙台伊達家・加賀聖藩・松浦史料博物館(細川両家記)(細川両家由来) ⑱群書類従合載

〔八〕『足利季世記』(八巻)

⑲国会(六冊)・内閣(七冊)(細川家略記、二冊)・静嘉(四冊)(六冊)・京大(三冊)(四冊)・天理(七冊)・旧三井・京大谷村(五巻二冊)・島原(七冊)・鶴岡(巻八のみ一冊)・河野信一(五冊)・蓬左(巻六のみ一冊) ⑳改定史籍集覽一三

〔九〕『陰徳太平記』(八一巻)

㉑香川正矩・同堯真著・同宣阿補 ㉒元禄八序・正徳二刊 ㉓正徳二版一国会以下に蔵(省略)、刊年不明一刈谷以下に蔵(省略) ㉔通俗日本全史一三・一四 ㉕松田修・笹川祥生編『正徳二年板本陰徳太平記』(臨川書店、昭和四十七年九月)

〔十〕『重編応仁記』(このうち『応仁後記』へ全三巻が該当)

㉖小林正甫 ㉗宝永八刊 ㉘国会以下に蔵(省略) ㉙宝永八版一国会以下に蔵(省略)、文政六版一神宮 ㉚改定史籍集覽一三・統群書類

以上のうち、「一」から「六」までは各伝本の、「七」から「十」までは代表的伝本の書誌について記す。その体裁は、①函架番号 ②巻冊 ③書写・刊行年時 ④外題 ⑤内題 ⑥寸法(縦×横、単位センチ) ⑦表紙 ⑧装訂 ⑨見返し ⑩料紙 ⑪紙数 ⑫一面行数 ⑬用字 ⑭書入 ⑮蔵書印(現所蔵文庫印は印文のみを記す) ⑯奥書等 ⑰その他、である。なお、「同筆・別筆」は、本文に対してである。また、掲出書名は所蔵者の整理書名による。□は磨滅等による判読不能箇所である。

〔一〕『九郎澄之物語』

(1) 尊経閣文庫蔵『九郎澄之物語』

①三一七(貴重書) ②一卷一冊 ③室町末期写 ④なし(但し表紙は後補。現在の内題が元の外題) ⑤九郎澄之物語(扉題。元の外題だが、別筆か。但し同時代の筆か) ⑥24×21 ⑦黒鉄色無地紙表紙(尊経閣文庫で改修したもの。元の表紙は現装の扉で楮紙厚紙) ⑧袋綴 ⑨楮紙(表紙改装時のもの) ⑩楮紙 ⑪遊紙尾1丁、本文墨付15丁 ⑫11 ⑬12行 ⑭平かな漢字交用文 ⑮墨書入あり(同筆) ⑯なし ⑰跋文あり。包紙に第五代加賀藩主前田綱紀(松雲公)の識語、「古本史類□/統内部分/澄之物語一冊/此本者稲若水於故紙堆中所得之元禄己卯六月二日/所献也恐是記者之親筆歟一(統内部分)は別筆。「元禄己卯」は「元禄十二年(三十九)」、「稲若水」は本姓「稲生」、加賀藩の物産学者で、「庶物類纂」の編者。その編纂のため資料博搜中、「故紙」の中より本書を発見したものらしい ⑱一筆。本書は『跡見学園女子大学国文学科報』第十号(昭和五十七年三月)に翻刻。

(2) 内閣文庫蔵『九郎澄之物語』

本書は明治十三年に(1)の尊経閣文庫本を謄写した本。

〔二〕『九郎殿物語』

(1) 尊経閣文庫蔵『九郎殿物語』

①三一九(貴重書) ②一卷一冊 ③室町末期写か ④なし ⑤九郎殿物語(目録題) ⑥24×17 ⑦黒鉄色無地紙表紙(1)の(1)『九郎澄之物語』と同じ表紙) ⑧袋綴 ⑨楮紙(表紙改装時のもの) ⑩斐楮交漉紙 ⑪遊紙尾1丁(後補)、本文墨付18丁 ⑫8行 ⑬漢字片かな交用文 ⑭墨書入あり(同筆) ⑮なし ⑯本奥書(18丁裏)、「永正五年四月日 清水弥左衛門/光好(花押)」。包紙に松雲公筆で「俟清」とは疑問が解けるのを待つとの意で、松雲公が本書に疑問を抱いていたことを示す ⑰一筆。本書も『跡見学園女子大学国文学科報』第十号に翻刻。その解題で述べたように、「尊経閣文庫圖書分類目録」(それを転載した『国書総目録』)もは、本書を奥書によって「永正五年」写本と見做すが、「永正五年」の奥書は本奥書で、実際は室町末期に書写されたものである。(2) 東京大学史料編纂所蔵『九郎殿物語』
本書は「史料編纂所図書目録」『写本五』では「原蔵未詳」となっているが、明治二十年に(1)の尊経閣文庫本を謄写した本。

〔三〕『三川物語』

(1) 彰考館蔵『三川物語』

①丑部二六一〇一九一六 ②一卷一冊 ③延宝(一七三三—一七三六)頃写。

合綴された『細川政元記』は江戸中期写か④表紙左上の子持袴刷り題簽に「二川物語 細川政元記」と墨書(後筆か)⑤「二川物語」・「細川政元記」(端作)⑥21.1×18.2⑦濃紺無地紙表紙(但し綴糸部分以外は濃紺紙剝落し地色の白表出。「二川物語」の原表紙かは疑問。「細川政元記」合綴時に新装したとも)⑧袋綴⑨楮紙⑩「二川物語」は鳥の子紙、「細川政元記」の第一丁および「赤沢沢蔵軒のこと」の第十から十二丁までは交漉紙、「細川政元記」の第二丁から「赤沢沢蔵軒のこと」の第九丁までは楮紙⑪遊紙なし、「二川物語」30丁(「細川政元記」26丁・「松若物語」37丁・「赤沢沢蔵軒のこと」12丁、計89丁)⑫9行⑬漢字平がな交用文⑭朱引・朱書入(同筆)、墨書入(別筆。合綴の「赤沢沢蔵軒のこと」と同筆)⑮「彰考館」(瓢型朱陽刻印)⑯本奥書、「天文廿年四月四日写之」(30丁表、「此書物山崎宗鑑法師所持候／秘蔵之本也女筆之趣一字モ／不違書写者也／名判／不見」(30丁裏)⑰一筆。『細川政元記』第二丁表裏および「松若物語」の第三十七丁表裏・「赤沢沢蔵軒のこと」の第一丁表は同筆。この筆が『二川物語』と『細川政元記』の墨書入。外題も同じ筆か。『細川政元記』・「松若物語」(無題)・「赤沢沢蔵軒のこと」と合綴。本書は鶴崎裕雄氏によって翻刻されている(『室町ころ』昭和五十三年九月、角川書店)。

(2) 東京大学史料編纂所蔵『二川物語』

本書は(1)の彰考館本を明治十八年に謄写した本。

〔四〕 『細川政元記』

(1) 尊経閣文庫蔵『土佐国下書状案文』

①三―一四(貴重書)②一巻一冊③室町後期写(『尊経閣文庫圖書分類目録』では「室町中期」写)④なし⑤「土佐国下書状案文」・「松若の物語」(端作)⑥24.4×18.9⑦黄土色無地紙表紙(後補。松雲公時代に改装か)⑧袋綴⑨楮紙(表紙改装時のもの)⑩斐楮交漉紙(『土佐国下書状案文』と「松若の物語」とでは紙質がやや異なる)⑪遊紙尾1丁、本文墨付「土佐国下書状案文」18丁・「松若の物語」18丁、計36丁⑫「土佐国下書状案文」10行、「松若の物語」12行⑬漢字平がな交用文⑭墨書入あり(同筆か)⑮なし⑯奥書なし。但し、本文に添えられた書状の日付と宛名は次のとおり。

「永正五

下村五郎左衛門入道

正月十日

宗福在判

太平山城守殿

御宿所

⑰「土佐国下書状案文」と「松若の物語」は各一筆、両者別筆。但し、同時代筆。両作品の小口には微妙な異和感が看取されるので、後世に合綴されたらしいが、染が共通しているので、前田家所蔵以前に合綴されたらしい。続群書類従巻五八一所収『細川大心院記』と同じ。続群書類従本の校合は本書に依る。

(2) 彰考館蔵『細川政元記』

同館蔵『二川物語』に合綴(三)(1)参照。『彰考館図書目録』(『国書総目録』も)には「細川政元語」とあるが、「語」は「記」

の誤り。

(3) 静嘉堂文庫蔵『細川政元記』

①七二一三六 ②一卷二冊 ③文化七年(六〇)写 ④雲母引き
題簽(原か)「政元記中山信名自筆全」(「中山信名自筆」は別筆である)
⑤「細川政元記 全」(扉題) ⑥ 23×16.3 ⑦肌色無地紙表紙
(原か) ⑧袋綴 ⑨鳥の子紙(巻末三丁と同じ料紙) ⑩斐楮交漉紙。
巻末三丁鳥の子紙 ⑪遊紙なし、本文墨付17丁 ⑫10行 ⑬漢字
片カナ交用文 ⑭墨書入あり(同筆) ⑮一丁表右上「色川參中蔵書」(方形朱陽刻印)、右下「静嘉堂蔵書」 ⑯添状の日付と宛名
は(1)の尊経閣文庫本の⑯項参照。但し、尊経閣本の「正月・
「下村五郎左衛門入道」は本書では「二月・「下村五郎左衛門
入道事也」となっている。十七丁裏に以下の識語、「右細川政
元記文化七年庚午四月念五日写了/此書元無三題号二而為專記
政元事今私号之云爾/政元者書中所謂大心院也/將軍家歩
行士 中山平四郎源信名」 ⑰一筆。中山信名自筆本。二ヶ所頭
注の上部が切り取られており、また一ヶ所一字切り落されている。
これは綴じの際に上部が截断されたことによるもの。

(4) 静嘉堂文庫蔵『細川大心院記』

①七二一三六 ②一卷一冊 ③江戸末期写 ④表紙左側に打付書
「細川大心院記二名細川政元記/瓦林政頼記」(「細川大心院記」以外
は朱書。朱書は中山信名筆か) ⑤「細川大心院記 全」(扉題)・「瓦
林政頼記」(「瓦林政頼記」の巻頭に朱で書き加えたもの) ⑥ $26.6 \times$
18.8 ⑦浅葱色布目紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙

なし、本文墨付「細川大心院記」13丁・「瓦林政頼記」18丁、計
31丁 ⑫10行 ⑬漢字片カナ交用文 ⑭朱・墨二種の書入あり
(墨書入は同筆、朱書入は別筆か。朱書入は外題の朱書と同筆) ⑮一丁
表右上「色川參中蔵書」(方形朱陽刻印)、右下「静嘉堂蔵書」
⑯添状の日付と宛名は(3)本と同じ ⑰全冊一筆。

(5) 金沢市立図書館蔵加越能文庫『宗福状』

①一六・八二一七九 ②一卷二冊 ③江戸初期写か ④表紙左上
に鳥の子紙無地原題簽「宗福状/松若物語 全」(同筆) ⑤「土
佐国下書状案文」・「松若の物語」(端作) ⑥ 15.2×18.4 ⑦梨地色無
地紙原表紙 ⑧列帖装 ⑨本文共紙 ⑩鳥の子紙 ⑪遊紙首1丁、
「土佐国下書状案文」17丁裏・「松若の物語」27丁表、計44丁表
⑫両作品とも13行 ⑬両作品とも漢字平がな交用文 ⑭なし ⑮
1丁表右上に「古斎」(円形朱陰刻印)、44丁表右下に印文磨減
の円形朱陽刻印 ⑯「土佐国下書状案文」巻末(17丁裏に(1)の尊
経閣文蔵本と同一の本奥書あり) ⑰全冊一筆。『松若物語』との
合集本。今枝氏旧蔵本。

(6) 島原公民館蔵松平文庫『松若物語』

①一九一二五 ②一卷一冊 ③江戸末期写か(肥前松平文庫目録
は「近世初期写」) ④表紙左上隅に白無地紙題簽(後補か)「松若物
語細川澄元合載」(別筆か) ⑤「土佐国下書状案文」(端作) ⑥ 27.4×20.2
⑦紺無地紙表紙(原か) ⑧袋綴 ⑨薄様(遊紙も同じ) ⑩楮紙
⑪遊紙首尾各1丁、本文墨付「土佐国下書状案文」25丁・「松若
物語」38丁、計63丁 ⑫全冊8行 ⑬漢字片カナ交用文 ⑭墨書入

あり(同筆) ⑮なし ⑯添状の日付と宛名は(3)本と同じ ⑰一筆。

(7) 宮内庁書陵部蔵統群書類従原本『細川政元記』

①四九三—二(巻五八—) ②一卷一冊 ③江戸末期写 ④表紙中上に無地斐紙原題簽「細川政元記／瓦林政頼記」(別筆)、左に単郭刷り題簽(後補)「統群書類従五百八十一」(漢数字は外題と同筆) ⑤「細川大心院記」・「瓦林政頼記」(両者ともに同筆の朱書

端作。前者には「土佐国下書状案文力、後者には「松若物語力」の注記。いずれも瑞忠詔筆) ⑥27.6 × 19.3 ⑦浅葱色無地紙原表紙 ⑧袋綴

⑨本文共紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙なし、『細川大心院記』17丁表・『瓦林政頼記』25丁裏、計41丁裏 ⑫10行 ⑬両者ともに漢字片カナ交用文 ⑭朱書入二種、一種は端作のみ、一種は瑞忠詔筆の校合書入 ⑮二丁表中「温故堂文庫」(長方形子持梓朱陽刻印)、右下「和学講談所」(長方形子持梓朱陽刻印)、中上「宮内省図書印」

⑯巻末に朱書識語、「右以前田家所蔵古写本校合了本書ハ平仮名にて書す明治十二年一月廿二日 瑞忠詔。前表紙右側に朱書(瑞忠詔筆)、「コノ書前田加州本板字書ナリ土佐国下書状案文トアリ次ニ松若の物語トアリ現名ハ何レニヨリテ名ツケシヤ可考」⑰一筆。『細川大心院記』と『瓦林政頼記』の合集本。前者は(1)本で、後者は(5)の(1)本で校合。

(8) 内閣文庫蔵『土佐国下書状案文』

①一六九—二二六。本書は明治年間に(1)の尊経閣文庫本を謄写したものをらしく、題名も「土佐国下書状案文」・「松若の物語」である。貼付紙に以下の識語(朱書)、「此書細川政元記ト

一字一句ヲ差セス按ルニコレモト政元家ノ臣下村宗福ナル者當時ノ形勢ヲ記シ土佐国守^(紙貼付)大平某ニ寄スル所ニテ確乎タル書名ナシ故ニ題シテ土佐国下書状案文ト云フ所謂政元記ハ後世其本ノ文ニ適中セサルヲ以テ之ヲ改ムル耳乃チ断シテ下書状案文ヲ以テ此書ノ原名トス故ニ本部採取スル所ノ政元記一切改メテ此書名ニ從ヘンコトヲ要スノ第三部。識語の末尾に「館」・「森」の三文判様の朱印。

(9) 東京大学史料編纂所蔵『細川政元記』

①二〇四〇・四—一〇七 ⑰巻末の識語「明治十八年七月編集副長官重野安禪関東六県出張ノ時水戸彰考館文庫主管者津田信存ニ託シ其館本ヲ以テ謄写ス」と、『二川物語』と『細川政元記』との合綴状態から推して、『三』の(1)の彰考館本を謄写したものと考えられる。但し、同書の『二川物語』巻末にある「此書物」云々の本奥書なし。なお、東京大学史料編纂所には「二川物語」の書名でもう一本所蔵されている(函架番号二〇四〇—一三二)が、これは『瓦林政頼記』である(五の(8)参照)。

(五) 『瓦林政頼記』

(1) 尊経閣文庫蔵『松若の物語』

〔四〕の(I)参照。統群書類従原本〔四〕の(7)の識語「右以前田家所蔵古写本校合了本書ハ平仮名ニテ書ス 明治十二年一月廿二日 瑞忠詔」により、本書が統群書類従本の校合に使用されたことがわかる。

(2) 金沢市立図書館蔵加越能文庫『松若物語』

〔四〕の(5)参照。本書は〔四〕の(5)の同館蔵『宗福状』(土佐国下書状案文)と合集されており、尊経閣文庫より同館に寄託された本。従って『国書総目録』に尊経閣文庫蔵として二本挙げられているのは誤りで、実際は(1)のみが尊経閣文庫蔵。

(3) 島原公民館蔵松平文庫『松若物語』

〔四〕の(6)参照。外題は「松若物語 細川澄元公藏」とあるが、内題はなし(合集された『土佐国下書状案文』には端作あり)。

(4) 宮内庁書陵部蔵純群書類従原本『瓦林政頼記』

〔四〕の(7)参照。

(5) 内閣文庫蔵『瓦林政頼記』

①二一八―一三八 ②一卷一冊 ③江戸末期写 ④「撰津徴 卷四十」(字持粹の刷り原題巻) ⑤「瓦林政頼記」(目録題・端作) ⑥26.4×18.8 ⑦水色地に墨の格子縞紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙なし、本文墨付19丁表 ⑫10行 ⑬漢字平がな交用文 ⑭なし ⑮二丁表右上に長方形朱陽刻印、その横に「日本政府図書」 ⑯なし ⑰一筆。十九丁表より『瓦林政頼記』とは一行分余白を置いて「赤沢沢藏軒」の伝が記されている(24丁裏まで)。「撰津徴」は「大阪浅井幽清稿」の、目録とも一四八冊に及ぶ叢書。本書はその第四十冊で、『野田福島合戦記』・『荒木略記』と合集。

(6) 静嘉堂文庫蔵『瓦林記』

〔四〕の(4)の同文庫蔵『細川大心院記』と合集。同項参照。

(7) 静嘉堂文庫蔵『正頼記』

①七二―一三六 ②一卷一冊 ③文化七年(一六〇〇)写 ④表紙左上に雲母引き紙題簽(後補)「正頼記 中山信名筆全」(別筆) ⑤なし ⑥23.1×16.4 ⑦肌色無地紙表紙(原か。〔四〕の(3)本と同じ) ⑧袋綴 ⑨斐楮交漉紙(本文料紙の一部と同じ) ⑩巻頭三丁鳥の子紙、その後は斐楮交漉紙 ⑪遊紙なし、本文墨付25丁表 ⑫10行 ⑬漢字片カナ交用文 ⑭墨書入あり(同筆) ⑮二丁表右上「色川參中藏書」(方形朱陽刻印)、「静嘉堂藏書」 ⑯二十五丁表に以下の識語、「右一冊失題号蓋當時記録之殘欠也但始末專記/瓦林正頼事故号云正頼記/文化七龍集庚午秋七月日 中山平四郎源(花押)」 ⑰一筆。中山信名自筆本。

(8) 彰考館文庫蔵無題本

〔三〕の(1)参照。内・外題なし。

〔六〕 『不問物語』

(1) 尊経閣文庫蔵『不問物語』

①二二―一一(貴重書) ②二卷一冊 ③室町末期写 ④なし ⑤「不問物語上(下)巻目録」(目録題) ⑥24.4×20.9 ⑦黒鉄色無地紙表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙尾1丁、上巻22丁裏・下巻22丁表、計44丁表 ⑫15行 ⑬漢字片カナ交用文 ⑭墨書入あり(同筆と別筆二種の計三筆) ⑮なし ⑯奥書なし。扉裏に「此草紙嵯峨僧之果真正と言人作也」(別筆本文書入の一筆と同筆か)、包紙に松雲公筆で、「古本下雑史/不問物語上下巻全 真正者一冊/真正者嵯峨人也/未詳始末姑俟他日」とある。「真正」は未詳 ⑰一筆。本書は「跡見学園女子大

学紀要』第十六号（昭和五十八年三月）に翻刻。

(2) 尊経閣文庫蔵『不問物語』

①一二—一二(貴重書) ②下巻一冊 ③室町末期写 ④なし ⑤「不問物語下」(扉題・「不問物語下巻」(目錄題) ⑥25.7×18.8 ⑦黒鉄色無地紙表紙(1)本の同項参照 ⑧袋綴 ⑨楮紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙尾1丁、本文墨付33丁裏 ⑫10行 ⑬漢字平がな交用文 ⑭朱・墨書入あり(同筆)。貼紙に朱書(別筆) ⑮なし ⑯奥書なし。前扉右下隅に「心蓮院」と墨書(同筆)、また、包紙に松雲公筆で、「古書中 史 心蓮ノ不問物語下一冊^{上巻開}」。「心蓮院」は仁和寺塔頭 ⑰一筆。目錄と巻末に一丁分の欠丁あり。なお、本書と前掲本とは兄弟関係をなす。

(3) 東京大学史料編纂所蔵本

本書は明治十八年、(1)の尊経閣文庫本を謄写した本。

〔七〕
『細川両家記』

(1) 国立国会図書館蔵『細川両家聞見事記』

①一三一—一五一 ②一巻一冊 ③貞享五年(一六八八)写(2)の識語による) ④表紙左上に鳥の子紙無地題簽(後補か)「細川両家聞見事記」(別筆)・「細川両家記」(小口。別筆) ⑤「細川両家聞見事記」(端作) ⑥27.0×19.9 ⑦焦茶色無地紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙なし、本文墨付53丁表 ⑫9行 ⑬漢字平がな交用文 ⑭墨書入あり(同筆)。青の不審紙貼付 ⑮本文二丁表右中「岡山学校」(方形朱陽刻印)、右下「明治九年文部省交付」(長方形朱陽刻印)、左上「東京書籍館/明治五年/文部省創立」

(2) 横書印文を「TOKYO LIBRARY FOUNDED BY MONBUSHO 1872」で囲った円形朱陽刻印) ⑯25丁裏に本奥書、「天文十九庚戌卯月生嶋宗竹齋六十九歳/時書之自是已後者依老龜不記者也、53丁表に「〇河内飯盛の城にて三好長慶都の宗養紹巴/召連て/すまきにまじるあしの一むら/ふる沼のあさきかたより野と成て」とある ⑰一筆。次の(2)本の上巻をなす本。

(2) 国立国会図書館蔵『細川両家後之巻』

②・③・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑬・⑭・⑮項は前掲(1)本と同じ。

①一三一—一五二 ④表紙左上に(1)本と同じ題簽「細川両家^(別巻)」

全」(1)本の題簽文字と同筆)・「細川両家後記」(小口。(1)本の小口文字と同じ) ⑤「細川両家後之巻」(端作) ⑩遊紙なし、本文墨付

43丁裏 ⑬43丁表(巻末)に本奥書、「細川両家に成し由来この

かたの事永正元甲子ノ年より天文十九庚戌年迄凡四十七年之間

記ノして一巻の書と成ぬそれより。は老老に依て(43丁表終)

是をしるさゝりし処に其次を難去所望ニ候依て/天文二十年

辛^辛亥以来の事しとろに書付申候/元龜四癸酉年。生嶋宗竹九

十二歳書之畢」(辛)「三月」の書入は大文齋筆。この後一行分余

白を置いて以下の識語、「右細川両家聞見事記并細川両家後之

巻元本在ニ/増田氏家。貞享五戊辰年二月得^得見^見此書於同重ノ氏

家。同重氏借^借之於増田氏。二者也元本字様枯稿。真百ノ歳翁之筆蹟

也余偁^偁將^將有^有考^考近世之事。故階^階同重氏ノ借^借之同年同月廿四

日写之畢。大丈齋主人。「大丈齋主人」は未詳。本書は(1)本と

同様「大文齋主人」の手によって書写された本で、(1)本が上巻、本書が下巻をなす。

(3) 内閣文庫蔵『細川両家に成始以来聞見事記』

①一五五—三七一 ②二卷一冊 ③江戸初期写 ④表紙左に打付書「三好記」(後筆) ⑤「細川両家仁成始以来聞見事記」(端作)

⑥29.5×20.0 ⑦薄茶色無地紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩鳥の子紙 ⑪遊紙なし、本文墨付84丁裏 ⑫10行 ⑬漢字片カナ平が

な交用文 ⑭墨書入(同筆)・朱書入(別筆か) ⑮前表紙右上(巻末にも)「昌平坂学問所」(長方形黒色陽刻印)、一丁表右上「林氏藏書」(方形朱陽刻印)、右中「浅草文庫」(長方形子持梓朱陽刻印)、

右下「弘文学士院」(長方形朱陰刻印)、中上「日本政府図書」^(感) ⑯上巻卷末(47丁表)に、「天文十九年庚戌卯月日 生嶋宗竹

従是以後ハ依老筆不記者也 六十九歳時書」、下巻卷末(84丁裏)に、「元亀四年癸酉 三月永日春桃書之長生九十二歳也」

の本奥書、また下巻巻頭に五字分位下げて、「細川両家仁成始以来之事永正元甲子年ヨリ天文十九庚戌年迄記分凡四十七年間

一卷在之其以後依老筆不記之処ニ此次ヲ難去依所望又天文廿年辛亥以来之事荒々書置申候」の識語あり⑰一筆。茶色と黄色の不審紙貼付。

(4) 内閣文庫蔵『細川両家に成始以来聞見事記』

①特二八—四 ②二卷二冊 ③享保頃写 ④表紙左に子持梓刷出し題簽に墨書「細川両家記上(下)」(別筆) ⑤「細川両家仁成始

由来聞見事記」(端作) ⑥25.7×18.1 ⑦浅葱色無地紙表紙(後補か)

⑧袋綴 ⑨楮紙(後補) ⑩楮紙 ⑪遊紙首1丁、上巻72丁裏・下巻52丁裏 ⑫8行 ⑬漢字平がな交用文 ⑭朱・墨二種の書入あり(同筆) ⑮前表紙見返し左下「日本政府図書」、一丁表右上「秘閣図書之章」、右下「内閣文庫」⑯群書類従「細川両家記」の奥書に同じ ⑰一筆。

(5) 内閣文庫蔵『細川両家に成始以来聞見事記』

①特四九—一一 ②二卷二冊 ③江戸中期写 ④表紙左上に無地紙題簽(原か)「二川分流記上(下)」(同筆か) ⑤「二川分流記上(下)巻」(扉題。同筆か)、「細川両家仁成始以来聞見事記」(端作)

⑥27.5×18.8 ⑦渋引き紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙なし、上巻35丁裏・下巻35丁裏 ⑫10行 ⑬漢字片カナ交用文

⑭朱・墨書入あり(同筆) ⑮前表紙右下「昌平坂」、前扉裏左下貼紙「日本政府図書」、一丁表右上「秘閣図書之章」、その下

「日本政府図書」、右上「秘閣図書之章」 ⑯本奥書は(3)本と同じ。下巻巻末に「元亀四年」に続いて、「文明九年己酉正月申

旬 藤基」の本奥書、その左上に、「文明当作寛文基時^{持明生寛}永十二年薨宝永元年寛文九年^{年三十五}為正三位左中将文明九年去寛文

九年百九十二年其為誤次矣」の識語貼付(別筆)。「基時」は寛文九年時非参議正三位、元禄十七年(宝永元)三月十日薨、前

権大納言正二位、七十歳(公卿補任) ⑰一筆。

(6) 国立国会図書館蔵『二川分流記』

①一三二—一六三 ②二卷二冊 ③江戸中期写 ④表紙左上に子持梓刷り楮紙原題簽「二川分流記」^{細川両家記別本} ⑤「(一止)」(同筆

か) ⑤「細川両家仁成始以来聞見事記」(上巻端作)・「二川分流記巻之上(下)」(上巻尾題・下巻端作)・「二川分流記下終」(下巻尾題)・「細川分流記(丁付)」(柱) ⑥ 29.4×21.0 ⑦浅葱色無地紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙下巻のみ尾1丁、上巻44丁裏・下巻41丁表 ⑫10行 ⑬漢字片カナ交用文 ⑭墨書入あり(同筆) ⑮1丁表右上に東京書籍館印(1)の(6)参照、右中「明治九年文部省交付」⑯上巻巻末に本奥書「天文十九年庚辰四月日」、下巻巻頭に識語、下巻巻末に本奥書(3)の(6)参照、その後一行分余白で、「三好左京大輔義綱へ一存之子也為長慶養子也一川民部大輔一存ノ子名栗不知」と墨書 ⑰一筆。

(7) 宮内庁書陵部蔵『三好記』

①二五九一一四 ②二巻一冊 ③江戸初期写 ④表紙左上に鼠色地唐紙に金泥の草模様描き題簽(原か)「三好記全」(別筆か) ⑤「細川両家仁成始以来聞見事記」(端作) ⑥ 27.6×20.6 ⑦浅葱色無地紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩鳥の子紙 ⑪遊紙首尾各1丁、76丁裏(上巻43丁表まで、下巻43丁表より76丁裏まで) ⑫10行 ⑬漢字平がな交用文 ⑭なし ⑮1丁表右上「諸陵寮之章」(長方形朱陽刻印)、その左横「図書寮印」(方形朱陽刻印) ⑯本奥書は(3)本に同じ ⑰一筆。〔七の諸伝本中、本書が最古写本。〕

(8) 内閣文庫蔵『細川両家に成始以来聞見事記』

①一六六—三〇七 ②二巻二冊 ③安永四年(一七五五)写 ④表紙左上に無地紙原題簽「聞見事記」(別筆) ⑤「聞見事記上(下)巻」(扉題。同筆)、「細川両家に成始由来聞見事記」(上巻端作) ⑥

27.8×19.0 ⑦浅葱色無地紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙なし、上巻43丁裏・下巻37丁裏 ⑫10行 ⑬漢字平がな交用文 ⑭墨書入(同筆)・朱書入あり(別筆か) ⑮扉1丁表右上「書籍館印」(方形朱陽刻印)、右下「浅草文庫」(長方形子持椿朱陽刻印)、中下「潮月樓」(方形朱陽刻印)、本文1丁表右上「日本政府図書」、右下「和学講談所」(長方形子持椿朱陽刻印)、下巻最終丁裏奥書の下部に「源印高敬」(方形朱陰刻印)、その下「放舟五湖」(方形朱陰刻印) ⑯本奥書は(3)本に同じ。下巻最終丁表に、「録本書不考削不諛謄贗奉之寛文^{亥平}年月日 戸次氏頼重/元禄十三、裏に「安永四乙未歳五月二日/敬写」の奥書 ⑰一筆。

(9) 内閣文庫蔵『細川両家に成始以来聞見事記』

①一五五—一七二 ②二巻一冊 ③江戸末期写 ④表紙左上に紙題簽(後補)「細川記三好覚書/足利義冬/三好記并三好別記、中上方に打付書「細川両家見聞事記/三好記 同別記/足利義冬并三好覚書」(文字の上に題簽貼付) (別筆) ⑤「三好記 三好別記 足利義冬并三好覚書」(扉題。別筆)・「細川両家仁成始以来聞見事記」(上巻端作) ⑥ 23.4×16.2 ⑦渋引き紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙なし、65丁裏 ⑫11行 ⑬漢字平がな交用文 ⑭墨書入あり(同筆) ⑮前表紙見返し左下「日本政府図書」(貼付紙に押印)、扉表右下「矢島文庫」(長方形子持椿朱陽刻印)、その下「岡谷蔵書」(長方形朱陽刻印)、1丁表右上「修史館図書印」(方形朱陽刻印)、その下「日本政府図書」、巻末右下「待賢堂」(楕円形双郭朱陽刻

印) ⑬本奥書は(3)本に同じ。扉裏の貼付紙に「細川両家ニ成始
以来見聞事記二卷^{六十一} 四葉 閣本二川分流記ト同書但分流記ハ片仮名
ニテ記セリ」、卷末(64丁裏)の貼付紙に「上卷ノ末ニ天文十九
年庚戌卯月日生島宗行六十九歳時書トアリ年曆ヲ推スニ元龜四
年ハ宗行九十二歳ナリ」の識語(朱書。別筆。修史館員記すところ)。
本書は他書の「宗竹」を「宗行」とする。『阿州将裔記』卷末
(全冊の卷末)に「越智直澄」の署名(同筆)。「越智直澄」は宮
内庁書陵部蔵『椿亭叢書』の編者。卷末左下隅に「一百葉」と
墨書し、「閣」印あり ⑰一筆。『三好別記』・『阿州将裔記』と
合集。

(10) 慶応義塾大学図書館蔵『二川分流記』

①二二五—一三八—二 ②二卷二冊 ③江戸中期写 ④表紙左
上に水辺模様描きの鳥の子紙原題簽「二川分流記上(下)」(同筆
か) ⑤「細川家ニ成始以来聞見事記」(上巻端作) ⑥27.2×19.9 ⑦
浅葱色無地紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙首尾各
1丁、上巻64丁裏・下巻54丁裏 ⑫8行 ⑬漢字片カナ交用文。
下巻後半は漢字平がな交用文 ⑭朱・墨書入あり(同筆。朱は一
ヶ所) ⑮二丁表右下「幸田成友」(長方形双郭朱陽刻印)、その左
横「慶応義塾図書館蔵」 ⑯本奥書は(3)本に同じ。幸田成友旧蔵
本。

(11) 彰考館蔵『二川分流記』

①丑部二六一〇一九一五 ②二卷一冊 ③江戸中期写 ④表紙左
上に打付書「二川分流記」(後筆か) ⑤「細川家ニ成始以来聞見

事記」(端作) ⑥29.2×19.5 ⑦渋引き紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨楮紙
⑩斐楮交漉紙 ⑪遊紙なし、上巻43丁表・下巻35丁裏、計78丁
裏 ⑫10行 ⑬漢字片カナ交用文(下巻には平がな散見) ⑭朱・墨
書入あり(同筆) ⑮二丁表右下「彰考館」(瓢形朱陽刻印) ⑯本奥
書は(3)本に同じ ⑰一筆。『彰考館図書目録』には「浅羽本」と
注記。

(12) 加賀市立図書館蔵聖藩文庫『続太平記』

①古戦記二三五 ②二卷二冊 ③江戸中期写 ④表紙左上に布目
模様金泥の草花模様描き紙原題簽「続太平記上(下)」(同筆か)
⑤「細川両家ニ成始以来聞見事記」^{亦号正細川始末記} (上巻端作)
⑥25.9×18.7 ⑦黄土色無地紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩斐楮
交漉紙 ⑪遊紙なし、上巻55丁表・下巻41丁裏 ⑫上巻9行・下
巻10行 ⑬漢字平がな交用文 ⑭墨書入あり(同筆) ⑮一丁表右
上「錦城小学校印」(長方形朱陽刻印) ⑯本奥書は(3)本に同じ ⑰
一筆。

(13) 加賀市立図書館蔵聖藩文庫『細川始末記』

①古戦記三九〇 ②二卷二冊 ③元禄頃写 ④薄縹色地に鼠色
の麻の葉模様刷り原題簽「細川始末記乾(坤)」(同筆) ⑤「細川
両家始末記上(下)」細川両家ニ成始以来聞見事記(端作。下巻は小書なし)
⑥27.2×19.0 ⑦薄茶色無地紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩斐楮
交漉紙 ⑪遊紙なし、上巻63丁表・下巻57丁裏 ⑫8行 ⑬漢字
片カナ交用文 ⑭墨書入あり(同筆) ⑮一丁表右上「錦城小学校
印」 ⑯本奥書は(3)本に同じ ⑰一筆。

(14) 加賀市立図書館蔵『正禄間記』

①古戦記三九二 ②二巻二冊 ③江戸中期写 ④表紙左上に青磁色地に上方紅葉下方雷紋繋ぎ刷り紙原題簽「二川分流記上(下)」(別筆か) ⑤「細川家仁成始以来聞見事記」(上巻端作) ⑥27×19.0 ⑦白茶色地に草花模様刷り紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙首尾各1丁、上巻64丁裏・下巻54丁裏 ⑫8行 ⑬漢字片カナ交用文(下巻に平かな散見) ⑭墨書入あり(同筆) ⑮一丁表右上「錦城小学校印」⑯本奥書は(3)本に同じ ⑰一筆。

(15) 尊経閣文庫蔵『正禄間記』

①三一九六 ②二巻二冊 ③元禄享保頃写 ④表紙左上に打付書「正禄間記乾(坤)」(同時代筆ながら別筆か) ⑤「正禄間記上(下)」(端作) ⑥30.7×20.9 ⑦薄鶯色地に花唐草模様雲母引き紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙首尾各1丁、上巻50丁表・下巻40丁表 ⑫10行 ⑬漢字平かな交用文 ⑭墨書入あり(同筆か) ⑮一丁表中上「学」(円形朱陽刻印)、右下「石川縣観光博物館圖書之印」(長方形朱陽刻印) ⑯奥書なし。上巻前表紙に識語貼付(松雲公筆?)、「此書文拙候得共古日記なと取集書記擬作之様ニ茂不相見候得共林家江見せ申候処保曆間記のまねにて偽作与被申越候間先滑躍江入置追而実記与見合可証真偽者也」⑰一筆。

(16) 神宮文庫蔵『正禄間記』

①八七四(特別本) ②二巻二冊 ③江戸初期写 ④表紙左上に打付書「正禄間記上(下)」(同筆か) ⑤「正禄間記上(下)」(端作) ⑥29.6×21.0 ⑦黒鼠色無地紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩斐栲交漉

紙 ⑪遊紙首尾各1丁、上巻50丁裏・下巻42丁裏 ⑫10行 ⑬漢字平かな交用文 ⑭墨書入あり(同筆) ⑮一丁表右上「林崎文庫」(方形茶色陽刻印)、右下「林崎文庫」(長方形子持梓朱陽刻印)、その下「勤思堂」(円形朱陽刻印)、巻末左下「天明四年甲辰八月吉且奉納皇太神宮林崎文庫以期不朽京都勤思堂村井古巖敬義拜」(長方形朱陽刻印) ⑯本奥書なし。巻末左下に「共二冊 勤思堂邑井敬義藏」と朱書 ⑰一筆。(15)の尊経閣文庫本と本文・文字違いまで同じ。但し、一丁内の字詰めは異なる。

(17) 内閣文庫蔵『正禄間記』

①一五五一—一五三三 ②二巻二冊 ③江戸中期写 ④表紙左上題簽剝落跡に打付書「正禄間記一名三川分流記上(下)」(別筆。下巻には「一名」云々なし)、下巻に剝落題簽(無地斐紙)挟込み「正禄間記一名三川分流記下」(打付書と同筆) ⑤「正禄間記上(下)」(扉題・端作。扉題は外題と同筆) ⑥26.8×19.0 ⑦薄茶色布目紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙なし、上巻51丁裏・下巻41丁裏 ⑫10行 ⑬漢字平かな交用文 ⑭朱・墨書入あり(同筆) ⑮一丁表右中「浅草文庫」(長方形子持梓朱陽刻印)、その下「和学講談所」(長方形朱陽刻印)、中上「日本政府図書」⑯本奥書なし ⑰一筆。

(18) 『足利季世記』

(1) 天理図書館蔵『足利季世記』

①二一〇・五一—二五A三三二 ②八巻七冊 ③江戸初期写 ④表紙左上に打付書「足利季世記二(一七)」(同筆) ⑤なし ⑥27.1×20.7 ⑦鶯色無地紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩鳥の子紙

①遊紙なし、一冊(卷一・二) 29丁裏・二冊27丁表・三冊46丁裏・四冊27丁表・五冊23丁裏・六冊20丁裏・七冊13丁裏 ⑩10行 ⑬漢字片カナ交用文 ⑭朱・墨書入あり(同筆) ⑮一丁表右上と巻末左下「天理図書館蔵」 ⑯なし ⑰一筆。帙題簽「足利季世記備原忠次侯旧蔵」
寛永寛文頃等。全七冊」(古書肆弘文荘の識語)。本書は八の諸伝本中の最古写本。

(2) 島原公民館蔵松平文庫『足利季世記』

①二〇三―二二 ②八巻七冊 ③江戸末期写か ④表紙左上に楮紙原題簽「足利季世記」自長亨元年(一五七〇)至永正十六年十月 ⑤なし ⑥28×20.4 ⑦薄茶色無地紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨楮紙 ⑩斐楮交漉紙 ⑪遊紙首尾各1丁(但し二・六・七冊は尾なし)、一冊27丁表・二冊25丁表・三冊53丁裏・四冊31丁裏・五冊30丁表・六冊34丁表・七冊13丁表 ⑫11行 ⑬漢字片カナ交用文 ⑭墨書入あり(同・別筆の二種) ⑮一丁表右上「宗辰所集」(方形朱陽刻印)、その下「三井家」(長方形朱陽刻印)(以上の二印は三井高辰蔵印)、巻末「尚舎源忠房」(長方形双郭青陽刻印)・「文庫」(楕円形朱陰刻印) ⑯なし ⑰一筆。

〔九〕 『陰徳太平記』

内閣文庫蔵正徳二年刊整版本『陰徳太平記』

①一六九―二〇二 ②八一巻四一冊 ③正徳二年(七三)刊 ④表紙左上に子持粹刷り楮紙原題簽(19.1×4.7)「西陰徳太平記総目録」(七十九之八十一) (第一冊による) ⑤「陰徳記序」(序題)・「陰徳太平記総目録」(目録題)・「陰徳太平記第一(一八十一)丁付」(版心) ⑥27.6×19.4、匡郭

〔十〕

『重編応仁記』

国立国会図書館蔵宝永八年刊整版本『重編応仁記』

①一三六―二二三 ②二十巻二十冊 ③宝永八年(七二)刊 ④表紙左上に子持粹刷り楮紙原題簽(18.3×3.8)「重編応仁記前集下二」(第一冊と二十冊の題簽剝落。ために第二冊で計測) ⑤「重編応仁記序」(序題)・「重編応仁記発題」・「重編応仁記総目録」・「応仁前記巻之上」(目録題・端作)・「応仁前記巻之上終」(尾題)・「重編

(四周単辺。第41冊一丁表計測)21.3×21.4×16.8×16.9 ⑦青色無地紙原表紙 ⑧袋綴 ⑨本文共紙 ⑩楮紙 ⑪遊紙なし、第一冊(総目録)38丁表・第四十一冊(巻七十九之八十一)72丁表 ⑫12行 ⑬漢字片カナ交用文 ⑭なし ⑮一丁表右上「元老院図書館蔵」(長方形朱陽刻印)、中上「本近清」(長方形黒陽刻印。貸本屋の蔵印であろう)、その左「太政官文庫」(方形朱陽刻印)、中下「日本政府圖書」(巻末中央にも) ⑯巻八十一巻末(第四十一冊69丁裏)に刊記、「正徳二壬辰年/五月吉日/洛陽有春軒梓」。また、第一冊巻頭に二種の序あり。初序、「夫國家雖大(中略)寛文乙巳夏重五之日宇都宮三近涉筆於京洛寓舎」、後序、「天道無涯(中略)元禄八年歲次乙亥冬十月上浣日洛下桃樺坊之梅月堂主人沙門堯真宣阿謹為之序」。刊記の後に跋文あり。「右陰徳記者遇防陽国土平公所編集也平公姓平氏香河名正矩字無適昨木其号也(中略)正徳二年歲壬辰夏五月朔旦京雒梅月堂下門人梅仙堂景真守植謹跋」 ⑰内閣文庫には四部所蔵されるが、刷り具合から本書が本刷りと思われる。

応前(一統) 卷一(二十) (丁付) (飯心) ⑥ 25.1 × 17.3 匡郭 19.3

× 14.0 × 14.1 (『応仁前記』上巻一丁第一冊の二十丁) 表計測 ⑦ 紺無地

紙原表紙 ⑧ 袋綴 ⑨ 本文共紙 ⑩ 楮紙 ⑪ 10行 ⑬ 漢字片カナ交用

文 ⑭ なし ⑮ なし ⑯ 卷二十卷末に刊記、「宝永八辛卯年孟陽數日

／京堀川通仏光寺下町／洛陽書林浅井庄右衛門」。序文、「重編

応仁記序／重編応仁記者小林氏之所編也自少壯有志于

学焉経史子集及本朝正史神官小説無不涉獵之公務之暇

撰此書二分以爲四部前記述乱之所由起広記拾応仁記之

遺一後記叙文明文亀之事一統後記聚永正大永天文弘治永禄之

乱也世所行之刊本不無其疑焉是以潛心二十年作為

此書取実闕疑片言隻字悉有所証(中略)宝永丙戌陽復

月源永常序(『宝永丙戌』は宝永三年) 発題、「(前略)宝永丙

戌春三月日小林翁書、跋文、「書重編応仁記後／去年丁亥夏江

府小林氏偶々客于京師暇日来扣蓬戸一前席而遂如故其

所三重編応仁記二十卷相携以示余閱之文安至永禄一百有

余年世態成敗聚然如指旁搜遠索采摭尤過焉(中略)聊述

其志以應其需矣 幕府老儒深尾氏者熟学於羅山林氏之門

也題此書而作者之微意編次之綱提備悉其言也因妄不贅焉

宝永戊子春二月數位正六位上源武好跋(『宝永戊子』は宝永五

年) ⑯第二十冊後表紙見返しに「女四書」全四冊の広告文、そ

の書肆は「皇都書林 尚文館 堺屋嘉七版」。

以上の諸本の書誌的事項について、以下に補足したい。但し、諸
本中、〔一〕の『九郎澄之物語』と〔二〕の『九郎殿物語』については、本

誌第十号掲載の翻刻解題で触れたので省略する。

〔三〕の『二川物語』は、『彰考館図書目録』(昭和五十二年刊)によれ

ば、同館に『細川政元語』と合集された「長生老筆元亀四年」写

本(丑部二六)が所蔵の筈である。しかし、同館の現蔵本は〔三〕の(1)

本であり、その奥書は⑯項のとおりで、相異している(『国書総目

録』は「長生老筆」本を「旧彰考」と見做し、現蔵本を掲出していない)。

現蔵本には「天文二十年」云々と「此書物山崎宗鑑法師所持候秘蔵

之本」云々の二種の本奥書があり、旧蔵本の奥書とは相異してい

る。ただ両書とも『細川政元記』(旧蔵本は「細川政元語」であつた

いうが、「語」は「記」の誤りであろう)との合集本であるという点か

ら推して、本文的にも近い関係にあつたものと思われる。同館蔵

『難太平記』(丑部二〇一五七九)は本書と同筆と見做すが、同書に

は「延宝戊午歳京師新写本」の奥書がある。また、『二川物語』に

合綴された「松若物語」にも「延宝戊午歳京師新謄本」の奥書があ

る。以上の点から本書の書写年時を「延宝頃」と判定した(「延宝戊

午歳」は延宝六年)。

〔四〕の『細川政元記』は、その添状に「今度世上之時宜一日の内に

如形しるし付候て進入候」(①)の尊経閣文庫本による)とあるとおり、

政元暗殺という衝撃的事件を、都にいた(政元暗殺事件勃発時は摂州

刃に在)下村五郎左衛門、すなわち入道(政元の死に殉じて入道したと

記す)して宗福と名乗る人物が、当時土佐国に在任していた「太平

山城守」へ知らせた報告書である。(8)の内閣文庫本に貼付された識
語(修史館の注記である)に見られるとおり、本書には「当初確乎

タル書名ナク、「故二題シテ土佐国下書状案文ト云」つたものと考
えられる。その「土佐国下書状案文」という題名は、室町後期写（『尊
経閣文庫圖書分類目録』は「室町中期写」）の(1)の尊経閣文庫本がすで
に有しているので、早くから付された題名であったことが知られ
る。あるいは尊経閣文庫本こそが、宗福の大平国雄に宛てた報告書
と添状とを併せ、「土佐国下書状案文」の題名を付した張本だった
のではないだろうか。伝本を比較した結果からいえば、尊経閣文庫
本がそれらの最上位に位置することは明白である。

では、「細川政元記」や「細川大心院記」の題名は、いつ付された
ものであろうか。時間的に最も早いのは、江戸中期写と思われる(2)
の彰考館本である。しかし、如上の題名を流布せしめたという点で
は、続群書類従本に及ばないであろう（両書の題名の一致には関連性
はない）。その続群書類従本は、本文上もまた題名の点でも(3)の静嘉
堂文庫本の影響下にあると考えてよい。というのは、(3)本は塙保己
一の高足中山信名の自筆本であるが、信名は続群書類従編纂の中心
的役割を担った人物である。^(注2)(3)本の識語によれば、文化七年（一〇
）の時点で「此書元無題号」く、そこで信名は、「為專記政元事一
今私号之三ノ爾」、すなわち「細川政元記」と命名したというので
ある。さらに信名は如上の識語に続けて、「政元者書中所謂大心院
也」と述べている。この識語に拠ったのであろう、(7)の続群書類従原
本は端作において「細川大心院記」と朱書し、「大心院」の右横に
「政元」と朱書している（同筆）。また、(4)の静嘉堂文庫本も両様の書
名を有しているが、この本は常陸の国学者色川三中新蔵本である。^(注3)

三中は嘉永二年（一六〇）に続群書類従刊行の費用調達に迫られた塙
家から、四十兩で信名旧蔵本を譲り受けている（太田善磨氏『塙保己
一』）が、(4)本はその中の一つで、外題の朱書および本文に加えられ
た朱の校訂は信名の筆蹟のように思われる。

以上のことから、『細川政元記』は永正四年の政元暗殺事件とそ
の余波を、翌年^(注4)の二月に書き送ったもので、当初は題名がなかった
が、間もなく「土佐国下書状案文」なる題名が付されたこと、ま
た江戸中期に至り、彰考館本に見られる如く、内容上から「細川政
元記」の題名が付され、また文化七年に中山信名が彰考館本とは関
わりなく同様の題名を付与し、これが続群書類従本等に継承された
ことなどが判明する。『細川政元記』の題名の問題は単なる題名の
問題に留まらず、その相異は本文内容の相異と連動しており、伝本
分類上の基軸となっている。

[五]の『瓦林政頼記』も[四]の『細川政元記』と同様、題名の相異が
そのまま伝本の分類上の相異となっている。すなわち『瓦林政頼
記』には「松若の物語」と称する伝本と、「瓦林政頼記」（含「正頼
記」）と称する伝本とが存在しているが、前者に属する伝本が上位
に位置する。その中でも(1)の尊経閣文庫本が本文上からいっても最
上位に位置し、ほとんど原本と違ってよいくらいの善本である。こ
のため「瓦林政頼記」の題名で流布している本書ではあるが、今後
は「松若物語」と呼称さるべきであろう。

この「瓦林政頼記」という題名にも、中山信名の関与が認められ
る。すなわち(7)の静嘉堂文庫本は文化七年書写の信名自筆本だが、

その巻末識語に「右一冊失題号（中略）始末專記瓦林正頼事故号云正頼記」とあるので、「正頼記」の題名は、文化七年に信名が内容を勘案して付したものであることが分かる。この影響下に統群書類従原本の題名が定まったことは、^{〔四〕}本と同様である。

ところで、本書の成立について鶴崎裕雄氏は、「松若物語」は永正十四年の夏から永正十六年の秋までの間に成立したものと考える」と述べられているが、^{〔五〕}次の記事により否定されよう。

文明五年癸巳三月十九日には山名宗全入道死去あり。同年五月十一日には細川勝元逝去ありしか共乱は未しつまらず、十余ヶ年に及へり。然れば敵もみかたも合戦にたいくつして、終には和睦にそなりにける。然共畠山の両家は和与にもならずして、今に至りて七十年に及ぶまでこゝにたゞかひかしこにあらそはれけり。

（尊経閣文庫蔵『松若の物語』二十丁表。句読点・傍点は和
田）

これによれば、本書は応仁の乱が一応の終息をみた年（文明九年八^二七^七）から七十年立った「今」の時点で執筆されていることになる。また、本書の記事内容は史実的にも正確であるところから、「松若物語」の成立を天文十六年（五七^七）と認めてよいだろう。となれば、尊経閣文庫本の書写年時は、ほとんど成立時に近いということになる。今後の研究は、尊経閣文庫本に拠るべきであろう。

なお付言すると、『国書総目録』巻八「補遺」によれば、竜谷大学図書館に写本が所蔵されていることになっているが、同館本は明

治三十九年再版の改定史籍集覽本である。よって考察の対象から除外した。

〔六〕の『不問物語』に関しては、鶴崎裕雄氏の論考がある。^{〔注4〕}鶴崎氏は、『不問物語』は『大心院記』と『正頼記』が結合した、それもあり早い時代に結合した作品」と述べられている。確かに『不問物語』は、『細川政元記』と『松若物語』との記事を切り貼りして、適宜記事を挿入したり増幅したりして一種のへ鏡ものに仕立て上げた作品である。しかし、その成立は鶴崎氏の言われる「永正十四年をあまり降らない頃に成立したもの」ではないだろう。というのは、先に引用した『松若物語』の「今に至りて七十年に及ぶ」云々の記事が、そのまま『不問物語』に借用されているからである（1）の尊経閣文庫蔵本四十丁表。上述のとおり、『松若物語』は天文十六年の成立と考えられるので、それに依拠した『不問物語』が永正十四年（五七^七）頃に成立することはない。一方、尊経閣文庫に所蔵される二本は、いずれも室町末期の写本であるが、両者は互いに誤写・誤脱を有するので、いずれも原本とは考えられない。彼此考え併わせると、『不問物語』の成立年時は、一五五〇年からさほど隔たらない頃ということになる。

〔七〕の『細川両家記』諸伝本のうち最も注目されるのは、（1）（2）の国会図書館本である。両書は同筆で、本来二巻二冊本であったものが、明治五年に東京書籍館に所蔵された頃から別本として登録されたい。〔2〕本巻末の識語によれば、（1）（2）本は貞享五年（元禄元年・一六八^六）二月に、大丈斎主人なる者が増田家所蔵の原本から転写

したものである。その識語中の「元本字様枯槁^{シヤ}、真百歳翁之筆蹟也」と、(2)本巻末の本奥書「生嶋宗竹九十二歳書之畢」とはよく照応しているので、(1)・(2)本が原本からの転写本であることは認めてよいだろう。

この(1)・(2)本に拠って、『細川両家記』の形態を確認しておきたい。まず原題名は上巻が「細川両家聞見事記」、下巻が「細川両家後之巻」と考えられる。

その成立過程は、まず上巻が天文十九年(一五〇〇)四月に書かれたが、当時六十九歳に達していた宗竹は、「老耄」のために以後の執筆を断念した。だが、「其次を難去所望」されたために、「天文二十年辛亥以来の事しとろに書付」けた。それが「細川両家後之巻」、すなわち下巻であり、その執筆年時は元亀四年(天正元年・一五三三)三月、時に宗竹は九十二歳であった。

この「後之巻」巻末にある本奥書の位置は、伝本によって相異している。本奥書の「細川両家に成し由来(中略)しとろに書付申候」の部分でA、「元亀四癸酉年三月 生嶋宗竹九十二歳書之畢」の部分でBとすれば、A・Bが連続し、しかも下巻巻末に位置するのは(2)本だけである。他の伝本のうち、題名が「正禄間記」の(15)・(16)・(17)本は本奥書・識語等一切ないが、他本はすべてこれを有している。しかし、それらの伝本ではAとBが分離しており、Bはすべて下巻巻末に位置するが、Aは下巻の冒頭に位置するものと上巻巻末に位置するものと二類に分かれる。さらにまた、下巻冒頭に位置するものといっても、端作「下巻」の前に位置するものと後に位置するもの

のとの二つに分かれる。しかも、たとえ(3)の内閣文庫本のBが「元亀四年癸酉三月永日春柁書之長生九十二歳也」(2)本と『正禄間記』以外の伝本はすべてこれ)であるように、その字句にも異同がある。しかし、本来A・Bは一続きであるべきだし、また「天文二十年辛亥以来の事しとろに書付申候」の文面からしても、それは下巻巻末に位置すべきものといえよう。以上の点から、(1)・(2)本の本奥書・識語こそが原態を留めていると考える。

諸伝本は本文的にはさほどの異同はないが、中で(15)・(16)・(17)の本が他本と少しく異なりを見せている。既述のとおり、この三本の題名は「正禄間記」であり、奥書等はない。書写年代からいえば、(16)の神宮文庫本が(15)の尊経閣文庫本よりも多少古いと思われるが、本文的には(15)本の方が誤りが少い。なお、「正禄間記」の題名は、「永正から永禄の間の記」の意で、「永正」の「正」と「永禄」の「禄」を組み合わせたものである。

なおまた、寛文三年版『三好記』を『細川両家記』と見做している文庫等があるが、これは本稿にいう「細川両家記」とは異種のものである。

〔八〕『足利季世記』は、管見の限りでは(1)の天理図書館本が善本である。本書は〔七〕の『細川両家記』を資料の一つとしているので、室町末期以降、一方、天理図書館本が寛永から寛文頃の写本であるところから、それ以前の間で成立したことになる。

形態的には八巻で、巻ごとに「畠山記」(巻一)・「舟岡記」(巻二)・「高国記」(巻三)のように題号が付けられている。一方、各文庫

に『畠山記』・『畠山軍記』、あるいは『舟岡記』・『舟岡軍記』、さらには『三閩記』(『畠山記』・『舟岡記』・『高国記』の三編よりなる。これは『足利季世記』の巻一から巻三に相当)などのように独立した作品としても存在している。このため本書の成立過程に関しては、二つのことが考えられる。一つは『足利季世記』が先に編まれ、のちに『畠山記』や『舟岡記』などのように巻ごとに独立していったという考え方であり、もう一つは初めに『畠山記』や『舟岡記』が成立し、のちにそれらを集成して『足利季世記』が成立したという考え方である。今のところどちらとも決し難いので、後日を期したい。

ところで、国立国会図書館蔵『足利季世記』(三二—一四)は江戸末期書写の巻八を欠く七巻七冊の残欠本である。一方、山形県鶴岡市立図書館蔵『足利季世記』も江戸末期書写の巻八のみの零本である。この二書を書誌的に比べてみると、寸法・表紙・料紙・行数等すべて一致する。また、両書ともに本文一丁表に「致道館蔵書印」(長方形朱陽刻印)という蔵書印が押されている。これによって両書は、以前一揃いの本として庄内藩の藩校であった致道館に所蔵されていたことが判明する。それが分離したのはいつのことか定かではないが、国会図書館本に「東京書籍館明治五年文部省創立」の蔵書印が押されているため、明治五年以前であったことは確かである。

[九]の『陰徳太平記』については、臨川書店より昭和四十七年九月に刊行された影印本『正徳二年板本 陰徳太平記』(全二冊)の上巻巻頭に、笹川祥生・松田修両氏の詳細な解題が収められているので参照されたい。

[十]の『重編応仁記』については、その序と跋文に執筆動機や版行の経緯が要領よく記されているので、宝永八年版本もしくは改定史籍集覧第三冊か続国民文庫本を参照されたい。

以上、諸本の書誌的事項について解説してきたが、次稿ではこれを基にして諸本相互の関連と室町軍記の成立問題を考えてみたい。

〈注〉

- 1 「大平山城守」とは「大平国雄」のこと。国雄は細川京兆家被官で、土佐の守護代、少くとも又代。在京中は自邸で歌会を催したほどの歌人で、宗祇らと親交があった(下村效氏「土佐の国人大平氏とその文芸——室町文化荷担者の一相——」『日本歴史』昭和四十九年八月、井上宗雄氏「中世歌壇史の研究 室町後期」『昭和四十七年十二月』)。
- 2 「不幸なことに、『統類従』編纂のためには(保己一が)杖とも柱ともたのむ中山信名が、(中略)天保七年十一月に他界している。『統類従』の編纂の中に中山信名の蔵書がきわめて重要な役割を果たしている」(太田善磨氏『塙保己一』『昭和四十一年十二月吉川弘文館』)。
- 3 静嘉堂文库蔵『色川本目録明治卅七年購入完』(七九函五五架)に、本書は「中山信名薬本」として挙げられている。また、『色川蔵書目録』上(七九函五五架。表紙に「土浦色川家蔵」と墨書)にも載せるが、これには中山信名旧蔵等の注記はない。
- 4 尊経閣文库本は「二月」とするが、鶴崎裕雄氏の指摘どおり、統群書類従本の「二月」が正しい(鶴崎裕雄氏「尊経閣文库蔵本『不問物語』について」『帝塚山学院短期大学研究年報』第二十号昭和四十七年十二月)。